

(写)

災害時における医療機器等の供給に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と東北医療機器協会山形県支部（以下「乙」という。）とは、災害発生における医療機器等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が乙と協力して医療機器等を確保し、迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(医療機器等の供給要請)

第2条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、必要があると認めるとき、又は県内の市町村より供給の要請があったときには、乙に対し保有する医療機器等の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(医療機器等の範囲)

第4条 供給する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。なお、乙の県内施設で措置できない場合は、県外施設から措置するよう努めるものとする。

- (1) 医療機器
- (2) 衛生材料

(供給要請の方法)

第5条 前条に掲げる医療機器等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には他の方法によることができるものとする。

2 やむを得ない事情のため、前項による手続きがとれない場合は、甲は、直接乙の加入協会会員に対し供給の要請を行うことができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

(医療機器等の供給場所)

第6条 乙は、甲が指定した場所に医療機器等を供給するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、日本医療機器販売業協会と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の災害用医療機器等の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成20年4月1日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、乙は乙の加入協会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。また、平成20年4月1日以降、乙の名称が変わっても本協定の権利関係については、新名称の団体に承継するものとする。

平成20年3月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形県山形市吉原二丁目10番28号
東北医療機器協会山形県支部
支部会長 塩谷 順平